

高知県公立大学法人評価委員会の設置について

1 設置の趣旨

公立大学法人高知工科大学の設立にあたり、地方独立行政法人法第 11 条に基づき、知事の附属機関（地方自治法第 138 条の 4 第 3 項）として「高知県公立大学法人評価委員会」を設置する。

（県条例で設置 平成 20 年 12 月議会議決）

2 評価委員会の主な業務（法 11 条 2 項）

- （1）公立大学法人の業務実績の評価に関すること。
 - ・各事業年度及び中期目標期間の業務実績評価の実施
 - ・法人への評価結果の通知及び業務運営の改善その他の勧告
 - ・評価結果の知事への報告及び公表 等
- （2）その他法による権限事項の処理。
 - ・知事は中期目標を策定するにあたり評価委員会の意見を聴かなければならない。
 - ・知事は業務方法書や中期計画の認可、財務諸表の承認等を行うにあたり評価委員会の意見を聴かなければならない。 等

3 評価委員会の構成

- （1）委員：5 人・・・・・・・・・・条例第 2 条関係
委員は、教育研究又は経営に関し識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。
特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。
- （2）任期：2 年（再任可）・・・・・・・・条例第 3 条関係

高知県公立大学法人評価委員会の業務内容について

1 公立大学法人の業務実績の評価を行う。

- ①各事業年度の業務の実績（法28条1項）
- ②中期目標期間の業務の実績（法30条1項）
 - ※中期目標期間における評価は、学校教育法に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえる。（法79条）
- ③評価結果の法人への通知（法28条3項、30条3項）
- ④（評価結果を踏まえた）法人に対する業務運営の改善その他の勧告（法28条3項、30条3項）
- ⑤評価結果・勧告内容の知事への報告及び公表（法28条4項）

2 知事は、次に掲げる事項について、評価委員会の意見を聴かなければならない。

- ①中期目標の策定、変更（議会の議決が必要）（法25条3項）
- ②中期目標期間の終了時に知事が法人の組織・業務の全般について検討する際の意見（法31条2項）
- ③中期計画の認可（法26条3項）
- ④業務方法書の認可（法22条3項）
- ⑤各年度の財務諸表の承認（法34条3項）
 - （財務諸表）貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書
 - 利益の処分又は損失の処理に関する書類
 - 行政サービス実施コスト計算書、その他の附属明細書
- ⑥各年度の損益計算後の残余の額を、中期計画に定める「剰余金の使途」に充当することの承認（法40条5項）
- ⑦中期目標期間における積立金を、次期中期目標期間の業務財源に充当することの承認（法40条5項）
- ⑧中期計画に定める限度を超える短期借入金の認可（法41条4項）
- ⑨資金不足のため償還することができない短期借入金の借り換えの認可（法41条4項）
- ⑩重要な財産の処分の認可（議会の議決が必要）（法44条2項）

3 評価委員会は、次に掲げる事項について、知事に意見の申し出をすることができる。

- ・ 役員の報酬等の支給基準が、社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて（法49条2項、56条1項）

※（ ）は、地方独立行政法人法の条項

高知県公立大学法人評価委員会 開催日程及び検討項目（案）

○平成20年度

- 平成21年 2月 評価委員会開催
- ・ 中期目標の検討

○平成21年度

- 平成21年 4月 評価委員会
- ・ 中期計画の検討
 - ・ 業務方法書
 - ・ 役員に対する報酬等の支給基準 等

- 平成21年12月 評価委員会
- ・ 業務実績評価方法（検討）

- 平成22年 2月 評価委員会
- ・ 業務実績評価方法（決定）

○平成22年度から平成25年度まで

- 6月
- ・ 前年度の業務実績評価の検討
 - ・ 財務諸表の承認
 - ・ 剰余金の承認（経営努力の認定）
 - ・ 年度計画の報告
- 8月
- ・ 前年度の業務実績評価の決定

○平成26年度（中期目標期間の最終年度）

- 6月
- ・ 前年度の業務実績評価の検討等
- 8月
- ・ 前年度の業務実績評価の決定
- 10月
- ・ 次期中期目標の検討
- 2月
- ・ 中期計画の検討

○平成27年度（次期中期目標期間の初年度）

- 6月
- ・ 中期目標期間の業務実績評価等
 - ・ 積立金の繰越に関する承認

※この他、下記の事由が発生した場合には、臨時に評価委員会を開く。

- ・ 短期借入金の中期計画で定める限度額を超える借入れ及び複数年度に渡る借り換え
- ・ 重要な財産の譲渡など